

## 給水装置工事設計・施工指針の一部改訂の素案の概要

### 1 改訂する背景

給水装置設計・施工指針は、水道法及び小田原市水道給水条例などに基づき、小田原市水道給水区域内の給水装置工事の設計及び施工の基準等について定めたものです。

前回の改訂から2年余が経過し、その間、多様な製品が開発されてきており、現行の指針の規定では解釈が難しいものが出てきているため、こうした製品にも対応できるような基準の明確化を図るものです。

### 2 改訂の概要

今回の主な改訂は、次の4項目となります。

#### (1) サドル分水栓による分岐の変更

これまで、配水管等の口径が40mm、給水管の取出し口径が25mmの場合は、断水施工による分岐としておりましたが、近年、不断水施工が可能なサドル分水栓など材料の入手が容易になったことから、分岐方法を変更することとしました。

#### (2) 機能水器具の設置基準

給水申込者のニーズの多様化に対応するため、水の物性を変化させる浄水器・活水器等の機能水器具を設置における基準を明確にしました。

#### (3) 吐水口空間の見直し

吐水口が越流面と平行でない場合、逆流するなど安全面に欠ける可能性があるため、「越流面から吐水口の中心までの垂直距離」から「越流面から吐水口の最下端までの垂直距離」に見直すこととしました。

#### (4) 水道水と地下水等との混合

災害対策の一環として要望がある水道水と地下水等その他の水を混合する施設について、水質の安全対策や利用者への周知などの指導内容を明確にしました。

### 3 適用日

平成29年3月1日（予定）

※「給水装置工事設計・施工指針」の一部改訂の詳細はホームページで公開しています。